

主催	群馬	埼玉	東京都	東京都
目的	新型コロナウイルス発生時に関係機関がとるべき手順の確認と問題の抽出を行い、今後の群馬県新型コロナウイルス対策行動計画の改訂に生かしていくため、以下のとおり訓練を実施します。		都内発生時及びパンデミック期を想定した対策訓練(図上訓練)を実施することにより、都各局、区市町村及び関係機関の連携強化及び対応力の向上を図る。	「東京都新型コロナウイルス対応マニュアル」に基づき、都内流行期を想定した対応訓練(図上訓練)を実施することにより、都各局、関係機関の連携強化及び対応力の向上を図る。
実施日	平成21年2月13日(金)	平成20年11月25日(金)	平成20年11月20日(木)	平成19年12月21日(金)
訓練時間	13:30～16:30		9時00分～12時00分	9:00～12:00
実施場所	(1)吾妻郡文化会館(メイン会場) (2)原町赤十字病院(感染症指定医療機関)		東京都防災センター、指令情報室、通信室等(都庁第一庁舎9階)	東京都防災センター、指令情報室、通信室等(都庁第一庁舎9階)
参加者	群馬県(危機管理室、健康福祉部健康予防課、衛生環境研究所(感染症対策センター)、中之条行政事務所、中之条保健福祉事務所) 宇都宮市(保健所、保健所、保健所、保健所、保健所、保健所) 原町赤十字病院、吾妻郡医師会 吾妻警察署、長野原警察署		東京都(全局)、警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊、区市町村(全区区市町村)、ライフライン事業者(東京電力、東京ガス、NTT)	① 東京都(16局)知事本局、青少年、治安対策本部、総務局、生活文化スポーツ局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港務局、交通局、水道局、下水道局、教育庁、東京消防庁 ② 都内の区市(8区市)港区、文京区、台東区、台東区、中野区、杉並区、豊島区、江戸川区、狛江市 ③ 近隣の県市(1県2市)埼玉県、さいたま市、川崎市
訓練手法	・実動訓練 ・机上訓練	図上訓練	図上訓練	図上訓練
訓練項目	① 地域対策会議等訓練 ② 実動訓練 発熱電話相談電話訓練・発熱電話相談及び発熱外来設置訓練 ③ 机上訓練 市町村対策本部設置運営訓練等 患者搬送及び感染症指定医療機関患者受入訓練	・パンデミック期に職員40%が欠勤すると想定した訓練 ・都政の事業継続計画(BCP)策定を視野に入れた、優先業務や休工業務の地出等の訓練 ・都(全局、全区市町村)及びライフライン事業者が参加した訓練		
訓練内容	(1)吾妻郡文化会館(14:00～16:15) ア、地域対策会議等訓練 イ、実動訓練 ・訓練1 県内初発事例における新型コロナウイルス疑い患者への対応 ・訓練2 県内流行期における新型コロナウイルス疑い患者への対応 ウ、机上訓練 - 市町村における対策本部設置運営訓練 (2)原町赤十字病院(14:15～15:45) ア、実動訓練 ・訓練1 県内発生事例における新型コロナウイルス疑い患者への対応(患者搬送及び感染症指定医療機関患者受入)	新型コロナウイルス発生時における感染症対策本部の運営訓練 2. 職員40%が欠勤すると想定した各局の対応訓練 3. 各局連携調整会議の運営訓練 4. 都と区市町村との情報通信訓練・テレビ会議訓練		① 各局・区市の都内流行期における対応訓練② 各局連携調整会議の運営訓練③ 都と区間の情報連絡訓練(テレビ会議)
時間				
その他				① 新型コロナウイルスが都内で流行したことを想定 ② 本訓練に都内9区市と近隣3県市が参加

主催	東京都(荒川区)	東京都(江東区)	東京都(新宿区)	東京都(豊島区)
目的	新型コロナウイルス感染者の接触者に対し、適切な防疫措置等を講ずることにより、感染拡大を防止する。	新型コロナウイルス感染者との接触者に対し、適切な防疫措置等を講ずることにより、感染拡大を防止する。		【豊島区新型コロナウイルス対策行動計画】に基づき設置する、発熱センターの運営に關して各関係機関の役割、連携体制を確認し、訓練を検証するとともに行動計画へ反映することを目的としている。
開催日	平成18年12月	平成19年2月12日(月)	平成20年2月15日	平成19年11月22日
訓練時間			午後1時30分より	午後1:00~3:00
実施場所		江東区保健所	新宿区保健所 屋上	池袋保健所 3階 講堂、生活産業プラザ 地下展示場
参加者		保健所・相談所職員、江東区医師会、江東区薬剤師会、防災課職員、広報広聴課職員	新宿区医師会の医師3名のほか、四谷消防署から3名、新宿区職員23名(医師7名、保健師8名を含む)	区、豊島区医師会、薬剤師会、東京消防庁等の職員ら約40名
訓練手法	机上訓練	実動訓練	実地訓練	実動訓練
訓練項目	●新型コロナウイルス対策本部設置訓練	●検圧テント組み立て訓練 ●防護服着脱訓練 ●検圧テントを使用したトリアージ訓練	●発熱センターの設置 ●トリアージ訓練	
訓練内容	・開催趣旨の説明(保健所長・新型コロナウイルスの理解と対応(保健予防課長(15分間)) ・シナリオに基づき(シミュレーション実施(45分間))「荒川区内のクリニックから新型コロナウイルスに感染している疑いがある」と保健所に連絡が入った」との想定で実施(患者発生により区長を本部長とする荒川区保健危機対策本部を召集)	江東区内で新型コロナウイルス疑い例が発生したことを想定した訓練を行う。 江東区内で新型コロナウイルス疑い例が発生したことを想定した訓練を行う。 ●検圧テント組み立て訓練 ●防護服着脱訓練 ●検圧テントを使用したトリアージ訓練 新型コロナウイルス疑い例の診察・移送訓練の流れ ①問診②診察③迅速検査④検体搬送⑤患者移送	個人防護具の着脱訓練、検圧テントの設置訓練を行い、発熱センターを開設した。発熱センターでは、4人の受診者に対するトリアージ訓練を実施。問診、体温・血圧測定、検体採取、診察、採取した検体の搬送(用容器への収納、個人防護具の脱衣訓練を行った。	訓練の想定(発生段階から都内流行初期まで)は、海外でヒトヒト感染が複数例認められ、WHO疫学調査の結果、世界で初めて新型コロナウイルスが発生した。日本国内、また豊島区内でも発生が数件確認されたという状況下、区は新型コロナウイルス対策本部を設置し、発熱センターを設置することとした。区から配布された検圧装置付エアーステント(内部の気圧を外部の気圧より低くすることによって、感染性の病原体を外に広げないようになっている)を発熱センターに備えて訓練を実施した。また、シナリオに沿った数名の外来受診者が発熱センターを訪れ、トリアージ訓練(患者の病状、発熱情報などから疑い患者を選別したり、治療の優先順位をつける)を実施。重症患者から先に医師が診察し、池袋保健所職員が感染症患者をエアーステント(患者搬送用検圧装置)に移動させ、消防庁へ引き継ぐ。
時間軸				
その他				区では、新型コロナウイルス発生時に対処できるよう、計画、マニュアルの策定のほか、今年5月5日に区の関係部署から職員約50名を集めて机上訓練を行い、さらに本日、防護服の着脱や、都から配布された検圧テントの設置、発熱センターでの問診、トリアージ、搬送など関係機関も参加して実地訓練を実施した。

主催	東京都(中野区) 東京都(中野区保健所)	東京都(中央区) 東京都(練馬区)	東京都(中野区保健所)	東京都(練馬区)	東京都(中央区)
目的	国内での発生が危惧されているインフルエンザ(H5N1)の海外からの輸入例に対して、感染者を早期に発見し適切な防疫措置等を講ずることにより、感染拡大を防止する。	練馬区保健所では9月、平成18年3月に策定した新型コロナウイルス発生初期策初期期行動手順書を改定した。これは、新型コロナウイルス発生初期における区保健所職員の手順を示したもので、発熱センターの運営等の中で大きな柱の一つ、発熱センターは区内6カ所の保健相談所を予定。この行動手順書に基づき、発熱センターの運営上の保健相談所の感染防護②発熱センターが感染拡大の場とならないような患者の動員の確保③従事職員の適切な役割分担④従事職員間の連携⑤必要物品の整備などを検証することを目的に訓練は実施された。	練馬区保健所では9月、平成18年3月に策定した新型コロナウイルス発生初期策初期期行動手順書を改定した。これは、新型コロナウイルス発生初期における区保健所職員の手順を示したもので、発熱センターの運営等の中で大きな柱の一つ、発熱センターは区内6カ所の保健相談所を予定。この行動手順書に基づき、発熱センターの運営上の保健相談所の感染防護②発熱センターが感染拡大の場とならないような患者の動員の確保③従事職員の適切な役割分担④従事職員間の連携⑤必要物品の整備などを検証することを目的に訓練は実施された。	練馬区保健所では9月、平成18年3月に策定した新型コロナウイルス発生初期策初期期行動手順書を改定した。これは、新型コロナウイルス発生初期における区保健所職員の手順を示したもので、発熱センターの運営等の中で大きな柱の一つ、発熱センターは区内6カ所の保健相談所を予定。この行動手順書に基づき、発熱センターの運営上の保健相談所の感染防護②発熱センターが感染拡大の場とならないような患者の動員の確保③従事職員の適切な役割分担④従事職員間の連携⑤必要物品の整備などを検証することを目的に訓練は実施された。	策定した行動計画に基づき訓練を実施することにより、区内における新型コロナウイルス患者の早期発見と、迅速かつ適切な防疫対応による感染拡大を防止する事
実施日程	平成20年2月4日(月) 14:00~16:00	平成18年12月13日(水) 午前10:00~12:00	平成20年10月29日(水) 13:30~15:30	平成20年10月29日(水) 13:30~15:30	平成19年11月10日(土) 午後2:00~午後4:30
実施場所	区役所庁舎	中野区保健所	豊玉保健相談所	豊玉保健相談所	中央区保健所 あかつき公園内隣接テナント
参加者				保健所職員や区医師会の医師ら約90人	
訓練手法	模擬訓練			実地訓練	
訓練項目	防護服着脱訓練(1F健康相談室) トリアージ訓練(隣接テナント内) 隔離搬送訓練(隣接テナント内) 防護服脱衣訓練(1F健康相談室)			・発熱センターの実地訓練	・トリアージ ・発熱センターの検体採取・入院勧告
訓練内容	海外で発生した新型コロナウイルスが東京都内で感染の拡大が生じ、医療対応と同時に必要な、保育園・学校等の休園・休校、区窓口の縮小、区民の外出自粛、企業活動の縮小等、各部が講じる社会対応を検討する。	中野区内でインフルエンザ(H5N1)の発熱事例が発生したことを想定し、防護服の着脱訓練、隣接テナントを使用したトリアージ訓練及び隣接テナントによる隔離搬送訓練を行う。		訓練は関係機関が状況を初逐よく把握できるように3つのステージに分けて実施した。 第1ステージでは、発熱の有無や最近1週間の海外渡航歴の有無などいふような条件をもった患者Bさんが新型コロナウイルスの感染を心配して来所したことからスタート。受付での対応、簡易な問診、トリアージを行い、感染の疑いが第2ステージは、待合室での対応、問診、トリアージを行い、感染の疑いがある3人を診察室で全身を完全に防護具で包んだ医師が診察、咽頭検査を行った。その内インフルエンザA型が検出された1人を「発熱事例」として、本新型コロナウイルス対策協議会医療機関に搬送。要観察例の患者には、ほかへの感染防止のため「隣接フード」を頭にかぶってもらい2階待機室へ移動。 第3ステージは、要観察例の発生確認により、関係部署間の連携がいかに円滑にできるかがポイント。区本庁舎に設置される「情報統合班」「疫学調査班」「防疫班」との連絡。	
時間軸	○基本設定：郡内で初めての新型コロナ感染者発生から2日目。 前日の2月3日(日)17時には郡内での確定患者68名(区内1名)が報告された。 本日12時、郡内の確定患者が1,000名(うち区内25名)を超えることから、郡は「封じ込め対策の解除」を決定した。 今後、区内においても感染者は急遽に増加することが予想される。 ○周辺状況：区内患者A氏が乗重したバス同乗者から発熱患者が発生している。保健所および保健福祉センターの相談窓口への問い合わせの電話が殺到している。6カ所の発熱外来は受診者が行列をなしている。				
その他					【設定】 平成19年11月、X国を中心にH5N1型の新型コロナウイルスの感染例が相次いで報告され、国内では2例で患者の発生が確認されたが感染拡大は非常に限られていた。厚生労働省はホームページやポスター等で注意喚起。区では「中央区新型コロナウイルス対策行動計画」に基づく危機管理レベル3A(区内発生期)として、危機管理対策本部を設置し区長による「発生宣言」を実施。中央区危機管理ネットワークを設置するとともに、発熱センターを明確に設置し、区のおおらせホームページ、医療機関へのポスター掲示などにより、周知を図っていた。

主催	東京都(中央区保健所)	東京都(品川区)	東京都(港区)	東京都(目黒区)
目的	近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ(H5N1型)が流行しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザが発生する危険性が高まっている。 今回の実地訓練では、昨年度の実地訓練や、その後の国における対策の動向を踏まえ、新型インフルエンザ発生時における区民及び関係機関の対応力を高めるとともに、それぞれの役割の検証を行うことにより、区内における新型インフルエンザ対策に反映させるものとする。		新型インフルエンザ対策に込められたコミュニケーションへの具体的な対応をテーマにした図上訓練	
実施 日	平成21年2月7日(土)	平成19年11月9日	平成20年10月16日(水曜)	平成19年10月31日
訓練 時間	午後2時00分～午後4時30分		午前9時30分～午後6時00分	
場 所	中央区保健所(2階大会議室) 聖路加国際病院前検任テナント及び検任室		東京慈恵会医科大学	
参 加 者	医療関係者34 警察・消防20 区関係者19 右左・左動者30 訓練従事者(※内訳)39 ※内訳:聖路加国際病院7名、京橋消防署3名 区職員29名 合計142名		港区、東京慈恵会医科大学、国、東京都、全国保健所、区内医療機関、全国の危機管理専門家・企業等	区関係者、地元医師会
訓 練 手 法	実地訓練	実地訓練	図上訓練	実地訓練
訓 練 項 目	新型インフルエンザ対応訓練	発熱センター設置・運営訓練 ・防護服脱着訓練		発熱センター開設 ・トリアージ ・患者の搬送
訓 練 内 容	場面1:発熱電話相談センター(保健所本会議室) 患者者名から電話相談を受けた。感染症アラートの判断基準に基づき回答をした。 場面2:発熱外来(聖路加国際病院前検任テナント) 発熱電話相談センターから申し送りのあった患者について、診察とトリアージを行った。 場面3:感染症診療協力医療機関(聖路加国際病院検任室)の場面 A.アラート患者の検体採取と一時隔離 B.疑似症の判定後の対応 場面4:防護服脱着訓練 保健所本会議室にて防護服の脱着訓練を実施し、今回の新型インフルエンザ対応訓練は終了した。	発熱センター(都内済生会前期・保健センター)①発熱センターの考え方・発熱センター外来の機能、区内の患者数予測②来所者の流れと診察ルー③流れと各場面の留意点④スタッフの流れとルート・配置表⑤必要物品一覧表⑥防護服の着脱手順の各種様式(区:診療記録票・情報提供書・指示再録※資料区:チラシ、案内板)	保健所の職員が提議したのどの粘液や血液を種の培養機器搬送。どの程度の症状で報告するかや、医師への感染防止対策などが話し合われました。	海外の発生地域の旅行者から大阪府で新型コロナウイルスの発生が確認されたというトリアージを設定し、その対応として目黒区が検任テナントを設置し発熱センターを開設して、相談に来た患者(有症状者)を診察、振り分け(トリアージ)し、感染が疑われる患者を感染症指定医療機関への搬送を行う予定システム(シミュレーション)で実施した。
時 間 軸				
そ の 他	保健所では、初動本朝を中心とする防疫体制が目かれ、発熱電話相談センター及び発熱外来によるトリアージが開始されていた。区民、区内事業所に対して、不要不急の外出の自粛や咳エチケット、発熱電話相談センターの利用など注意喚起を呼びかけていたところである。 ※訓練後意見交換会 中央区では、平成17年12月の「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、平成19年3月に東京都が発案した「東京都インフルエンザ対応マニュアル」も踏まえ、平成19年7月に「中央区新型インフルエンザ対策行動計画」を作成した。		『想定』 港区にある病院の夜間の救急外来で、海外から帰国した男性が発熱や咳などの症状を訴えたという想定で行われました。病院は「新型インフルエンザの可能性が高い」として、港区の保健所に報告。	

主催	東京都(多摩川保健所)	町田市	神奈川県
目的	新型コロナウイルス国内発生期、都内流行期、大規模流行期(フェーズ4Bから5B)における1)健康危機発生を察知し、2)訓練を通じて、課題を検討整理する。	今年3月に東京都が新型コロナウイルス対応マニュアルを策定したことを受け、訓練実施となった。	現在、感染班が構っている新型コロナウイルス対応として、基礎疾患を有する患者や妊婦など重症化リスクの高い患者に対し、迅速かつ的確な医療提供体制を整備するための「重症化リスク患者の振り分け(トリアージ)」「医療機関相互の連携体制の構築」を目的とする訓練を実施します。
実施日程	平成20年1月24日(本曜日)	平成19年11月10日	平成21年9月26日(土曜日)
訓練時間	13時30分～16時		14時～16時
実施場所	多摩立川保健所 体育館	市健康福祉会館	(1) 平塚市休日・夜間急患診療所(平塚市東雲田448-3) (2) 平塚市民病院(平塚市南原1-19-1)
参加者	管内(立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市)の市役所(防災・健康所管課)、医師会、薬剤師会、医療機関、警察署、消防署、保健所等	町田市、町田保健所、町田消防署、町田市医師会	
訓練手法	図上シミュレーション形式	実動訓練	実動訓練
訓練項目	・対応策の発付、決定訓練	・発熱センター(潮庄式)での問診、トリアージ ・隔離、感染確認、搬送訓練	
訓練内容	1日目(都内流行期(前期)、フェーズ5B、第2段階) 14:00(13:50) 都内内容の報告がある。 (13:55) 東京都知事が「流行警報発表」 19:00(13:30) 都内流行期を発表 2日目(都内流行期(前期)、第2段階) 9:00(14:03) 各市長、発熱センターを明日までに設置するよう指示。 19:00(14:13) 各市長、発熱センター設置を決定。明日9時から診療開始。 3日目(都内流行期(前期)、フェーズ5B、第2段階) 9:00(14:15) 発熱センター受診者で疑い例が2例発生。 15:00(14:19) 疑い例陽性1、陰性1 21:00(14:30) 確定患者200、疑い例20 (14:35) 対策本部は都内発生期と発表、封じ込め対策解除を決定。	発熱センターに新型コロナウイルスに感染したと思われる人が来所し、診察、隔離、感染確認、指定病院への移送までを行った。流行前期を想定し、感染封じ込めを目的としている。	ア 人工透析患者など基礎疾患を有する患者や妊婦を含む来院者のトリアージ ウ 重症化リスクの高いインフルエンザが精症状の患者に対する診療 エ インフルエンザA型陽性の妊婦を、産科病棟を有する病院に緊急搬送 工 搬送先病院での緊急外来・産婦人科外来における対応
その他	【訓練想定】 ○平成20年1月4日:WHOがX国で新型コロナウイルス発生の可能性が高いと発表。 ○平成20年1月11日:WHOがX国でH5N1の変異による新型コロナウイルス発生を確認と発表。政府は新型コロナウイルスを指定感染症(1類)に指定。さらに都道府県に対しWHOの発表について通知(海外発生期、フェーズ4A) 東京都保健局は厚生労働省からの通知を受け、局内に「健康危機管理室」を立ち上げ、局長を本部長とする「福祉保健局新型コロナウイルス対策本部」を設置 ○平成20年1月21日:東京都を含め、複数の都道府県で新型コロナウイルスが疑い患者、確定患者が発生。都知事による「発生宣言」。(都内発生期、フェーズ4B～都内発生期(前期)、フェーズ5B) ○平成20年1月24日:23区内の感染症指定医療機関で治療されている新型コロナウイルス確定患者A氏(23区内在住)が、疫学調査で北多摩西部保健医療圏を中心とした感染源とあることが判明。中央線、多摩新市モレールを利用していることがわかる。	地域医師会が中心となり、都内における医療連携の確保、強化を図り、今回の新型コロナウイルス対応の課題に的確に対処できるように医療現場における実動訓練とします。 また、より深い訓練効果を得るために、かかりつけ医療機関の休診による医療連携体制が回りつらくなり、かつ、受診患者が集中しやすい休日・夜間を想定した訓練とします。	

<p>主催</p> <p>神奈川県</p> <p>神奈川県庁</p> <p>県では、足柄上地域の市町、医師会、消防、関係機関等と連携して、新型コロナウイルスの発生拡大時を想定した図上訓練、感染拡大時の突然外来の運営及び患者搬送などの医療に関する実地訓練を行い、訓練結果を県の新型コロナウイルス対策行動計画の改訂に反映させることにも、関係機関等との連携強化を図ります。</p>	<p>神奈川県</p> <p>神奈川県では、指定感染症である「インフルエンザ(H5N1)」患者が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるように、県域内で患者が発生した場合に、各関係機関の情報伝達、感染症患者搬送計画への連携、患者や乗客等への健康調査、感染症患者搬送計画開催までの一連の対応について、各関係機関と合同で、総合的な訓練を実施します。</p>	<p>川崎市・東京検査所川崎検査所支所</p> <p>近年、鳥インフルエンザ(H5N1)の患者発生国が東南アジアを中心に増加していることから、これが変異し新型コロナウイルスとなり、世界的に発生することが危惧されている状況が懸念され、向後追加発生が懸念される状況下において、関係各機関との連携と協力を図り、乗組員(患者を含む)の感染、船舶等に対する消毒、患者の病院への搬送取寄等の訓練を実施する。</p>
<p>実施</p> <p>平成20年10月18日(土曜日)</p> <p>10時00分～12時00分 13時30分～15時45分</p>	<p>神奈川県</p> <p>平成19年3月15日(木)</p> <p>13:15～16:00</p>	<p>川崎市(川崎市・東京検査所川崎検査所支所)</p> <p>平成20年11月18日 連絡訓練 平成20年11月19日 対策総合訓練</p> <p>13:30～16:00</p>
<p>目的</p> <p>午前、部 足柄上合同庁舎(2階大会議室) 午後、部 足柄上病院</p> <p>約100名(企画運営スタッフ、模擬患者を含む)</p>	<p>神奈川県</p> <p>神奈川県(保健福祉総務課、健康増進課、衛生研究所、茅ヶ崎保健所他8保健所、災害消防課)藤沢市(藤沢市保健所、藤沢市民病院)</p> <p>神奈川県(保健福祉総務課、健康増進課、衛生研究所、茅ヶ崎保健所他8保健所、災害消防課)藤沢市(藤沢市保健所、藤沢市民病院)</p>	<p>川崎市港務局巡視船「あおぞら」、川崎ポートサービス棟、川崎市立川崎病院</p> <p>東京検査所川崎検査所支所、川崎市(総務局危機管理課、健康福祉局保健医療課、保健福祉局保健医療課、保健福祉局山崎保健センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎市立川崎病院)、東京入国管理庁横浜支局、横浜税関川崎検閲支署、厚生労働省、東京検疫所、横浜海上保安部川崎海上保安署、関東運輸局川崎海事事務所、神奈川、東京港水先区水先人芸、神奈川乗組船代理店協会、東海島診療所</p>
<p>参加者</p> <p>約100名(企画運営スタッフ、模擬患者を含む)</p>	<p>神奈川県</p> <p>神奈川県(保健福祉総務課、健康増進課、衛生研究所、茅ヶ崎保健所他8保健所、災害消防課)藤沢市(藤沢市保健所、藤沢市民病院)</p>	<p>川崎市港務局巡視船「あおぞら」、川崎ポートサービス棟、川崎市立川崎病院</p> <p>東京検査所川崎検査所支所、川崎市(総務局危機管理課、健康福祉局保健医療課、保健福祉局保健医療課、保健福祉局山崎保健センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎市立川崎病院)、東京入国管理庁横浜支局、横浜税関川崎検閲支署、厚生労働省、東京検疫所、横浜海上保安部川崎海上保安署、関東運輸局川崎海事事務所、神奈川、東京港水先区水先人芸、神奈川乗組船代理店協会、東海島診療所</p>
<p>訓練方法</p> <p>図上訓練(午前) 実地訓練(午後)</p>	<p>神奈川県</p> <p>神奈川県(保健福祉総務課、健康増進課、衛生研究所、茅ヶ崎保健所他8保健所、災害消防課)藤沢市(藤沢市保健所、藤沢市民病院)</p>	<p>川崎市港務局巡視船「あおぞら」、川崎ポートサービス棟、川崎市立川崎病院</p> <p>東京検査所川崎検査所支所、川崎市(総務局危機管理課、健康福祉局保健医療課、保健福祉局保健医療課、保健福祉局山崎保健センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎市立川崎病院)、東京入国管理庁横浜支局、横浜税関川崎検閲支署、厚生労働省、東京検疫所、横浜海上保安部川崎海上保安署、関東運輸局川崎海事事務所、神奈川、東京港水先区水先人芸、神奈川乗組船代理店協会、東海島診療所</p>
<p>訓練項目</p> <p>図上訓練 情報伝達訓練、流行状況への対応訓練 「発熱相談センター」の対応訓練 実地訓練 「発熱外来」の診療及び運送訓練 疫学調査訓練、搬送訓練</p>	<p>神奈川県</p> <p>神奈川県(保健福祉総務課、健康増進課、衛生研究所、茅ヶ崎保健所他8保健所、災害消防課)藤沢市(藤沢市保健所、藤沢市民病院)</p>	<p>川崎市港務局巡視船「あおぞら」、川崎ポートサービス棟、川崎市立川崎病院</p> <p>東京検査所川崎検査所支所、川崎市(総務局危機管理課、健康福祉局保健医療課、保健福祉局保健医療課、保健福祉局山崎保健センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎市立川崎病院)、東京入国管理庁横浜支局、横浜税関川崎検閲支署、厚生労働省、東京検疫所、横浜海上保安部川崎海上保安署、関東運輸局川崎海事事務所、神奈川、東京港水先区水先人芸、神奈川乗組船代理店協会、東海島診療所</p>
<p>訓練内容</p> <p>(1) 図上訓練(午前) 新型コロナウイルスの発生時から感染拡大時を想定した本庁からの情報伝達に基づき、地域最前線センター、保健福祉事務所、警察、市町及び関係機関等との情報伝達に関する訓練や、市町等の感染の流行状況への対応訓練、さらに発熱症状を有する人からの相談を受ける「発熱相談センター」の対応訓練 (2) 実地訓練(午後) 新型コロナウイルスの国内発生時に、新型コロナウイルスとそれ以外の患者とを振り分ける「発熱外来」の診療及び運送訓練、さらに感染拡大時に感染外来で入院が必要な重症の新型コロナウイルス患者が発生したと想定し、患者受入可能な病棟を有する厚労省指定感染症診療所に搬送する訓練。</p>	<p>神奈川県</p> <p>神奈川県(保健福祉総務課、健康増進課、衛生研究所、茅ヶ崎保健所他8保健所、災害消防課)藤沢市(藤沢市保健所、藤沢市民病院)</p>	<p>川崎市港務局巡視船「あおぞら」、川崎ポートサービス棟、川崎市立川崎病院</p> <p>東京検査所川崎検査所支所、川崎市(総務局危機管理課、健康福祉局保健医療課、保健福祉局保健医療課、保健福祉局山崎保健センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎市立川崎病院)、東京入国管理庁横浜支局、横浜税関川崎検閲支署、厚生労働省、東京検疫所、横浜海上保安部川崎海上保安署、関東運輸局川崎海事事務所、神奈川、東京港水先区水先人芸、神奈川乗組船代理店協会、東海島診療所</p>
<p>時間軸</p>	<p>神奈川県</p> <p>神奈川県(保健福祉総務課、健康増進課、衛生研究所、茅ヶ崎保健所他8保健所、災害消防課)藤沢市(藤沢市保健所、藤沢市民病院)</p>	<p>川崎市港務局巡視船「あおぞら」、川崎ポートサービス棟、川崎市立川崎病院</p> <p>東京検査所川崎検査所支所、川崎市(総務局危機管理課、健康福祉局保健医療課、保健福祉局保健医療課、保健福祉局山崎保健センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎市立川崎病院)、東京入国管理庁横浜支局、横浜税関川崎検閲支署、厚生労働省、東京検疫所、横浜海上保安部川崎海上保安署、関東運輸局川崎海事事務所、神奈川、東京港水先区水先人芸、神奈川乗組船代理店協会、東海島診療所</p>
<p>その他</p>	<p>神奈川県</p> <p>神奈川県(保健福祉総務課、健康増進課、衛生研究所、茅ヶ崎保健所他8保健所、災害消防課)藤沢市(藤沢市保健所、藤沢市民病院)</p>	<p>川崎市港務局巡視船「あおぞら」、川崎ポートサービス棟、川崎市立川崎病院</p> <p>東京検査所川崎検査所支所、川崎市(総務局危機管理課、健康福祉局保健医療課、保健福祉局保健医療課、保健福祉局山崎保健センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎区保健所保健福祉センター、川崎市立川崎病院)、東京入国管理庁横浜支局、横浜税関川崎検閲支署、厚生労働省、東京検疫所、横浜海上保安部川崎海上保安署、関東運輸局川崎海事事務所、神奈川、東京港水先区水先人芸、神奈川乗組船代理店協会、東海島診療所</p>

主催	総務省消防庁(川崎市)	横浜市
目的	①新型インフルエンザ発生時における消防機関の対応に関する政府と地方公共団体との連携体制 ②地方公共団体における消防防災主官部局と衛生主官部局、医療機関等の関係者機関間の連携体制 ③救急搬送における救急隊の一連の対応手順等	新型インフルエンザ発生時に関係機関が迅速に対応できるよう、感染の疑われる患者がしないの医療機関を受診したという想定で、関係機関による合同訓練を実施する。
実施 日	平成20年5月21日(水)	平成19年12月12日(水)
訓練 時間	研修9:10～9:40 訓練9:40～11:30 総括:11:30～12:00	午後1時～4時
場 所	川崎消防局 市立川崎病院	独立行政法人労働者健康福祉機構・横浜労災病院・海外勤務健康センター、横浜市立市民病院
参加者	総務省消防庁、厚生労働省(協力)、国立感染症研究所(協力)、神奈川県、川崎市(消防局・総務局・健康福祉局・病院局・川崎区役所)	独立行政法人労働者健康福祉機構、横浜労災病院、横浜市健康福祉局健康安全課、横浜川崎市民間救急サービス
訓練 手 法	・実動訓練 ・図上訓練	模擬訓練
訓練 項 目	・搬送訓練 ・関係機関連絡確認 ・感染防止対策、防護服の着脱	
訓練 内 容	①国外では新型インフルエンザが発生しているが国内未発生が懸念(フェーズ4A)及び②国内においても新型インフルエンザの感染が拡大している段階(フェーズ4B以降)を想定して、新型インフルエンザ感染の疑いのある患者の救急搬送を実施し、消防機関における対応を中心に訓練を実施しました。	
時 間 軸	(シナリオ内容)フェーズ4A ①5月1日に厚生労働省がフェーズ4Aを宣言し、新型インフルエンザ対策本部(本部長:内閣総理大臣)が設置された。②5月7日に川崎市消防局に対して消防職員へのプレバンデミックワークショップ開催場所・日時が通知され、接種が開始された。③5月16日に既に新型インフルエンザが発生しているX国から帰国した川崎市内在住の市民から救急要請があり、消防指令センターが検取したところ症状が新型インフルエンザに酷似していることと判断、感染防御対策を講じた上で救急隊を出動させ、市立川崎病院へ搬送した。検体を国立感染症研究所で検査したところ、新型インフルエンザと判明した。 (シナリオ内容)フェーズ4B以降5月21日に川崎市内から、救急要請が同時に2件あり、消防指令センターが検取したところ、B氏はA氏と同じ職場であることが判明し、また、C氏はA氏と通勤経路が同一であることが判明したため、感染防御対策を講じた上で救急隊を出動させた。	13:00 海外からの帰国者が、健康診断のため、要とともに海外勤務健康センターを訪問したところ、「要観察例」の疑いがあると判断された。 13:30 海外勤務健康センターから連絡を受け、患者を診察した横浜労災病院医師は、「要観察例」と診断し、病院所在地の管轄である港北福祉保健センターに連絡する。 13:40 横浜労災病院は、港北福祉保健センターは、カンファレンスを行い、関係機関等との連絡調整を開始する。 13:50 港北福祉保健センターは、横浜労災病院での患者の同意が取れたことを受け、市民病院に患者受入を要請する。 市民病院医師は、港北福祉保健センターからの連絡を受け、院内関係者に連絡し、受入調整を行う。
その他		14:00 港北福祉保健センター職員が横浜労災病院に向かい、患者と接触者の積極的疫学調査を実施する。 14:30 港北福祉保健センターは、市民病院での受入決定の連絡を受け、患者搬送のため、民間救急車に出勤を要請する。また、横浜市衛生研究所で病原体検査を行うため、横浜労災病院から検体を回収する。 14:45 民間救急車に患者を乗せ、市民病院に向け出発する。 15:00 市民病院に患者が到着。感染症外来至岡から患者を搬入し、専用エレベーターで感染症病棟へ移送する。 15:10 市民病院医師による診察等を開始する。 16:00 保土ヶ谷区福祉保健センター等の関係機関へ中間報告を行う。

主催	横浜市 横浜市(都筑区)	インフルエンザ発生時にパニックが生じる危険に備え、患者への対応の流れなどを確認する。 住民を含めた関係機関が一層に取組む合同訓練を実施。	横浜県(千葉県、千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)	平成19年11月25日(木)	平成19年11月25日(木)	午後1時～午後5時	千葉県君津健康福祉センター(千葉県君津市新田3-4-34) 千葉県保健総合病院君津中央病院(千葉県君津市1010)	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)
目的	横浜市 横浜市(都筑区)	インフルエンザ発生時にパニックが生じる危険に備え、患者への対応の流れなどを確認する。 住民を含めた関係機関が一層に取組む合同訓練を実施。	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)	平成19年11月29日	平成19年11月29日	午前8時45分から午後4時	県庁(対策本部)、成田空港検疫所、成田赤十字病院、成田市保健福祉	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)
日時	横浜市 横浜市(都筑区)	インフルエンザ発生時にパニックが生じる危険に備え、患者への対応の流れなどを確認する。 住民を含めた関係機関が一層に取組む合同訓練を実施。	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)	平成21年11月29日	平成21年11月29日	午前8時45分から午後4時	都筑区役所、昭和大学横浜市北部病院	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)
場所	横浜市 横浜市(都筑区)	インフルエンザ発生時にパニックが生じる危険に備え、患者への対応の流れなどを確認する。 住民を含めた関係機関が一層に取組む合同訓練を実施。	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)	平成21年11月29日	平成21年11月29日	午前8時45分から午後4時	都筑区役所、昭和大学横浜市北部病院	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)
参加者	横浜市 横浜市(都筑区)	インフルエンザ発生時にパニックが生じる危険に備え、患者への対応の流れなどを確認する。 住民を含めた関係機関が一層に取組む合同訓練を実施。	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)	平成21年11月29日	平成21年11月29日	午前8時45分から午後4時	都筑区役所、昭和大学横浜市北部病院	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)
訓練方法	横浜市 横浜市(都筑区)	インフルエンザ発生時にパニックが生じる危険に備え、患者への対応の流れなどを確認する。 住民を含めた関係機関が一層に取組む合同訓練を実施。	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)	平成21年11月29日	平成21年11月29日	午前8時45分から午後4時	都筑区役所、昭和大学横浜市北部病院	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)
訓練項目	横浜市 横浜市(都筑区)	インフルエンザ発生時にパニックが生じる危険に備え、患者への対応の流れなどを確認する。 住民を含めた関係機関が一層に取組む合同訓練を実施。	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)	平成21年11月29日	平成21年11月29日	午前8時45分から午後4時	都筑区役所、昭和大学横浜市北部病院	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)
訓練内容	横浜市 横浜市(都筑区)	インフルエンザ発生時にパニックが生じる危険に備え、患者への対応の流れなどを確認する。 住民を含めた関係機関が一層に取組む合同訓練を実施。	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)	平成21年11月29日	平成21年11月29日	午前8時45分から午後4時	都筑区役所、昭和大学横浜市北部病院	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)
その他	横浜市 横浜市(都筑区)	インフルエンザ発生時にパニックが生じる危険に備え、患者への対応の流れなどを確認する。 住民を含めた関係機関が一層に取組む合同訓練を実施。	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)	平成21年11月29日	平成21年11月29日	午前8時45分から午後4時	都筑区役所、昭和大学横浜市北部病院	千葉県(千葉県、千葉県)の感染症指定医療機関等連絡協議会)

主催	千葉(安房保健所)	成田空港検疫所	山梨	山梨県富士吉田市市立病院
目的	世界で鳥インフルエンザ(H5N1)の発生は依然として続いており、法改正及びガイドライン等の改正も考慮のうえ引き続き新型インフルエンザへの備えを進め、行く必要があることから、今後、新型インフルエンザを扱う病者が航空機内で発生したという想定で、航空機を使用した機内での疑似患者対応及び同乗者の健康調査の一環の検疫行動撤去、運送、濃厚接触者の特定、同乗者等の健康調査の一環の検疫行動撤去及び同乗者の洗い出し等を行う。	成田空港検疫所 成田国際空港(H5N1)の発生は依然として続いており、法改正及びガイドライン等の改正も考慮のうえ引き続き新型インフルエンザへの備えを進め、行く必要があることから、今後、新型インフルエンザを扱う病者が航空機内で発生したという想定で、航空機を使用した機内での疑似患者対応及び同乗者の健康調査の一環の検疫行動撤去、運送、濃厚接触者の特定、同乗者等の健康調査の一環の検疫行動撤去及び同乗者の洗い出し等を行う。	成田国際空港、消防本部との連携による訓練を実施し、今年度も防疫用テントやカーセルを使用した総合訓練を実施した。	訓練を通じ新型インフルエンザを共通理解する
実施日	平成20年12月10日	平成20年11月27日		平成20年11月25日
訓練時間		12:00～17:00		
場内施設	安房健康福祉センター(安房保健所)	航空機(日本航空B747型機) 成田国際空港ターミナルビル(整備場地区) 成田国際空港第2旅客ターミナルビル 成田赤十字病院(感染症指定医療機関)	病院内	
参加者	同センターや市町村、医師会、警察、消防など34人	空港関係官署・会社44名 航空会社19名 厚生労働省71名 (成田国際空港検疫所) (52名) (他検疫所) (15名) (他機関) (4名) 合計134名	医師、看護師、医療機器を担当する技師に事務職員も含め計120人	
訓練手法	模擬演習	模擬訓練		机上訓練
訓練項目	・防護服着脱訓練 ・発熱外来の模擬演習(患者の振り分け)			
訓練内容		本訓練では、WHOのフェーズ4宣言を受け、厚生労働省がフェーズ4Aの宣言をした直後に、成田国際空港へ到着する新型インフルエンザ発生国からの航空機に新型インフルエンザを扱う乗客が乗った旨の検疫前通報があり到着後の検疫時にも新たに有症者が発見される想定からの対応行動等について航空機内を中心に訓練を行った。	10人1グループで提起された課題(想定)を討議し、意見発表する方法が取られた。課題は「中国で死亡例が報告され、国内でも感染を確認。こうした状況で休日の昼間、5日前に中国から帰国した男性が突然を訴え、救急入り口のインターホンを押した」「国内各地で感染し、朝から30人が抗インフルエンザウイルス薬タミフルの処方を受けて来院した」の2題。	
時間軸		1 訓練開始 2 機内検疫開始 3 有症者(疑似患者)Aへの対応:問診、診察、検体採取、搬送、隔離 4 濃厚接触者及び同乗者対応から有症者(疑似患者)Bを発見し対応:体温測定、質問票回収、問診、診察、検体採取、搬送 5 機内の消毒及び検疫官の防護服脱衣、患者搬送車の消毒 6 濃厚接触者の健康調査、税関検査		
その他		成田国際空港では、成田空港検疫所が新型インフルエンザ対策として平成19年度に航空機を使用した乗客訓練をはじめ、成田国際空港乗客への対応等の説明会及び模擬機対応を想定した机上訓練を実施した。平成20年5月に検疫法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により新型インフルエンザに関する法整備が行われ、各ガイドラインの整備も進められているところである。		

主催	名古屋市	三重(四日市社会保険病院・四日市市健康部・三重県健康福祉部)	富山	石川
目的		①訓練を通じて、院内の危機感の共有、流行時ににおける院内機能の維持を図るための意識づくり、継続的な対応法について身に付ける。 ②発生時には関係機関が一体となった対応が必要とされることから、訓練と通じて医療機関、市、県、と各々異なる組織の機関が役割分担を明確にし、新型コロナウイルスへの防疫体制の連携を図る。	新型コロナウイルスの発生に備え、発熱センター(仮称)の円滑な設置と運営に向けての現地訓練を行う。あわせて、食料品や日用品の備蓄等についての展示を行い、備蓄の必要性等についての普及啓発を図る。	
実施 日	平成19年8月30日	平成20年11月12日(水)	平成20年11月28日(金)	平成20年11月25日
訓練 時間	午後2時より	午後2時～4時	13時30分～15時30分	
実施 施設	名古屋市生活衛生センター 視聴覚室	四日市社会保険病院 健康管理センター 多目的ホール	富山県総合体育センター・中アリーナ	
参加 者	市内各保健所から所長始め保健予防課長、保健感染係長、各専門職を含む職員33名	関係機関・市・県等約50人	・実地訓練参加者(厚生センタ―職員等)約40名 ・実地訓練見学者(医療関係者、消防関係者、市町村等)	県や県追加保健福祉センター、厚生労働省新潟検査所小松空港出張所、小松市長病院職員、医師 約70名
訓練 手法	机上訓練	実地訓練	・実地訓練 ・展示	実地訓練
訓練 項目	・発熱相談、外来訓練 ・接客訓練	・発熱相談、外来訓練 ・接客訓練		合同防疫訓練
訓練 内容	外国から帰国した市民が新型コロナウイルスの疑似症と診断された想定として、患者、患者の妻、保健所、患者の上司、患者の職場関係者の役を各自分担し、ロールプレイを5グループに分かれて行い、各グループで対応の適否を討議。	①(発熱相談、外来訓練) 地域住民からの電話相談、発熱患者の受診を想定し、受診時における二次感染予防対策を講じた院内での診察、臨圧病床への患者搬送を行う。 ②(接客訓練) PPEの着脱方法、N95マスクフィットテスト	①(発熱センター(仮称))の運営訓練(新型コロナウイルス疑いの患者とそれ以外の患者の振り分けを行う)①(アーン)診察等) ②(個人防護具(PPE))の着脱訓練 ③その他 ・各家庭での備蓄が望ましい食料品や日用品の展示	国内への感染拡大を水際で阻止するため、検査や病除菌などの手順を確認。 検査所から連絡を受けた小松市民病院の医師、検査官らが二次感染を防ぐため、全身を覆う防護服を着用、患者から身体を採取し、陽性と判断、追加検査保健福祉センターの専用搬送車が出動、カプセルに患者を隔離して同病院に運ん
時間 軸				
その他				「想定」 訓練は海外で新型コロナウイルスが発生し、小松空港に到着する航空機の乗客が発熱し、呼吸困難になっていると、機長から連絡が入ったと想定した。

主催	福井	福井	滋賀	京都
目的	12月に策定しました「福井県新型コロナウイルス対策行動計画」では、フェーズ3Aの段階(国外で無い新型コロナウイルスへの感染はあるが、新型コロナウイルスは発生していない段階であり、現在はこの段階にありまう。)で新型コロナウイルスの患者が発生した場合を想定した訓練を行う。と定めています。このたび、新型コロナウイルスの疑似患者が発生した場合の患者の搬送、医療機関の受入れおよび診療等が迅速かつ適切に実施できるように訓練を実施するとともに、新型コロナウイルスに関する最新の知見や対策等に関する研修会を開催しますので、お知らせします。			京都府・京都市新型コロナウイルス対策ガイドラインに基づき、関係機関との合同による訓練を実施し、患者発生時の迅速・的確な初動対応の共通認識を図る。
実施日程	平成18年2月7日(火)	平成20年12月11日(木)	平成19年11月29日	以下南丹医療圏における訓練概要 2月22日(金曜)午前9時30分～(机上)、3月11日(火曜)午後1時～(実地)
訓練時間	13:20～15:00	16:00より		
場実施所	県立病院 1階 救急外来、12階 第1種感染症病室	県庁10階 総合防災センター		京都府南丹保健所、亀岡総合庁舎、公立南丹病院、京都中部広域消防本部
参加者	県立病院、福井健康福祉センター、健康増進課の職員	健康福祉部長、健康福祉部企画課、庁内関係課長の計27名		南丹保健所、南丹広域医療局、南丹教育局、京都中部広域消防本部、警察署(南丹、亀岡)、公立南丹病院、亀岡市立病院、管内市町及び教育委員会(亀岡市、南丹市、京丹波町)
訓練手法	図上訓練	図上訓練		机上訓練 実地訓練
訓練項目	情報伝達、県立病院への患者搬送、患者受入れ、診察、検査等の一連の手順について確認する。 (想定1)他医療機関で新型コロナウイルスの疑似患者であると確認された患者が搬送されるケース (想定2)新型コロナウイルスを心配する患者が、夜間、救急外来に来院したケース	・警戒本部設置訓練	新型コロナウイルス患者発生時防疫対応訓練	・対策本部設置訓練 ・入院病室への患者搬送(院内の搬送動線の確認を含む) ・市町村、消防本部との連携 ・疫学調査
訓練内容		新型コロナウイルスの国内での発生(県内未発生)を想定し、「福井県新型コロナウイルス対策行動計画」(平成17年12月策定)に基づき、新型コロナウイルス対策本部を設置する。警戒本部各課において、発生初期の対応について、関係課から報告する。		新型コロナウイルス発生に伴う南丹地域対策本部の設置(机上) - 管内における新型コロナウイルス患者の発生を想定した入院医療機関への患者搬送(実地)
時間軸	患者搬送車は、14:00前後に県立病院救急外来北西口玄関に到着する予定			
その他	【同日実施の研修会内容】 (1)日時 平成18年2月7日(火)16:00～17:00 (2)場所 県立病院5階 講義 (3)内容 「新型コロナウイルスと新型コロナウイルス」 (4)講師 国立感染症研究所感染症情報センター 主任研究官 森兼啓 木匠 (5)参加者 医療関係者、県・市町村関係者			乙訓保健所(2次医療圏名 京新・乙訓) 3月13日(木曜)午後2時から 山崎北保健所(2次医療圏名 山崎北) 3月14日(金曜)午後1時から 山崎南保健所(2次医療圏名 山崎南) 2月27日(水曜)午後1時から 南丹保健所(2次医療圏名 南丹) 2月22日(金曜)午前9時30分から(机上) 3月11日(火曜)午後1時から(実地) 中丹西保健所・中丹東保健所(2次医療圏名 中丹) 3月中旬 丹後保健所(2次医療圏名 丹後) 1月16日(水曜)

主催	京都(南丹広域振興局)	京都市 万一、新型コロナウイルスが発生した場合の対策に万全を期すため、市内で新型コロナウイルス(H5N1)患者がすでに発生していることを想定し、感染症指定医療機関である京都市立病院での発熱外来の実施や、患者の受け入れ及び入院患者の移動について、実践的な実地訓練を行います。	兵庫 新型コロナウイルスの発生が懸念されていることを踏まえ、発生した際の初動対応のあり方を検証する。
目的			
実施 日	平成20年11月16日(日曜日)	平成20年12月18日(木)	平成20年9月下旬
訓練 時間		午後1時20分～3時30分	
場 所	市立安祥小学校の体育館	京都市衛生公署研究所、京都市立病院	災害対策センター本部室
参 加 者	亀岡市役所自治会との共催 住民参加(350名)	保健福祉局(保健衛生推進室、京都市立病院、看護短期大学、衛生公署研究所)、保健所、消防局、(社)京都保健衛生協会	知事以下の新型コロナウイルス対策本部員等
訓 練 手 法	模擬訓練	実地訓練	第2回:新型コロナウイルス対策本部設置運営訓練
訓 練 項 目		①検査体制の確認 ②発熱相談センター ③発熱外来 ④搬送訓練 ⑤京都市立病院受入訓練	
訓 練 内 容	新型コロナウイルスが流行したときの正しい行動についての模擬訓練	(1)検査体制の確認 京都市衛生公署研究所への検体搬送、検体受け、各保健所に設置する。診察が必要な者には、発熱外来を紹介する。 (2)発熱相談センター 新型コロナウイルスの患者発生を受け、京都市立病院に設置する。発熱外来では、新型コロナウイルスを疑う患者のトリージ、診察及び検体採取、保健師による問診を行う。また、検査結果が陽性となった患者は、市立病院感染症病棟へ搬送する。※トリージとは選別という意味で、新型コロナウイルス疑い患者を効率よく選別するために行うものである。 (3)搬送訓練 自宅が高熱が出て救急搬送された患者の受け入れ、及び他病院から検査で陽性になった患者の搬送を行う。 (4)京都市立病院受け入れ訓練 京都市立病院感染症病棟内の陸圧病室への収容訓練及び動線の確認を行う。	重点初動対策、医療体制の確保など。
時 間 軸		午後1時20分 京都市衛生公署研究所での訓練開始検体の受け入れ、検査方法等の確認 午後2時00分 京都市立病院での訓練開始 02分 発熱相談センターでの相談 05分 新型コロナウイルスに関する相談を受け、必要な者には、発熱外来へ行くよう指示する。 10分 発熱外来の受付、トリージ 20分 トリージの結果、2名が要確認患者となり、京都市立病院別館診察室で順番に診察を受ける。 25分 簡易インフルエンザを使った救急搬送訓練自力で発熱外来に行けない患者が、簡易インフルエンザ搭載の救急車により搬送されてくる。 35分(8時前後) 検査結果判明。1名が陽性となり、医師は患者を疑似症と診断する。保健所職員が患者に対し入院勧告を行う。 40分 車椅子インフルエンザを使った搬送訓練入院勧告を受けた患者を車椅子インフルエンザで市立病院感染症病棟まで搬送し、陸圧病室へ搬送する。	
そ の 他			【想定】 新型コロナウイルスに感染した患者が県内で発生

主権	東大阪市保健所	大阪(高槻市保健所)	奈良県	奈良市
目的	市民の安全安心を確保するため、訓練などを実施して万が一に備えます。	この訓練は、新型コロナウイルスの患者が発生したときに、的確な情報伝達と迅速な初動体制を確保するため、関係機関の連携や役割を明確にすることを目的に実施。	新型コロナウイルス患者発生時(発生初期・感染拡大期)の対応について保健所、医療機関、消防署などの関係機関が合同で訓練を実施し、役割や対応策を確認する。	奈良市の感染危機管理における感染症対策の一環として、「指定感染症疑似患者」が発生した場合を想定し、移送訓練を総合的に実施することにより、患者発生時における奈良市危機管理監、危機管理課、保健所、消防局、医療機関等が総合的に迅速かつ的確に対応できる体制を構築することを目的とする。
実施日	平成20年11月17日	平成18年11月15日	平成21年3月16日(月)	平成20年1月29日
訓練時間	午前 机上訓練 午後 発熱外来設置訓練		13:00~	13:30~16:00
実施場所		大阪医科大学附属病院	県立奈良病院 南消防署会場 奈良市保健所会場	県立奈良病院 南消防署会場 奈良市保健所会場
参加者		保健所、病院職員 約30人	済生会 中和病院、桜井消防署、奈良東立医科大学附属病院、奈良県桜井保健所	奈良市職員 県立奈良病院職員
訓練手法	・机上訓練 ・模擬訓練(ドライブスルー方式)	模擬訓練	模擬訓練	・実動訓練 ・紙上訓練
訓練項目	・机上訓練 ・発熱外来応対 ・検体採取、搬送 ・トリアージ ・防護服着脱訓練	・疑い患者の隔離、搬送	・疑い患者の隔離、搬送	① 県立奈良病院での受診、患者、同行者への疫学調査 ② 県立奈良病院から阪大病院(南消防署)へ患者の移送 ③ 移送後の移送車の消毒、防護服の処分 ④ 市危機管理監、危機管理課、保健所、消防局、医療機関の連携体制
訓練内容	発熱相談センターで相談を受けた中から、必要に応じて発熱外来案内しします。案内を受けて、発熱外来に誘われた方が、新型コロナウイルスの疑いがあるかないかトリアージを行います。 検体採取の訓練も行なう。	訓練は、新型コロナウイルスが流行している国から帰国した人が病院で受診するという設定で始まり、患者の症状や問診により新型コロナウイルスの疑いがあるかどうかと判断されたため、患者にはマスクを着用させ、専用の診察室へ隔離。医師や看護師は防護服を着用し診察が行われました。その後、保健所など関係機関への連絡が行われ、アインレーター(確保防止カプセル)に患者を収容し、搬送車で感染症指定医療機関へ搬送しました。	新型コロナウイルスに感染した疑いのある患者の発生から県立医科大学附属病院感染症センターまでの患者搬送、疫学調査、接触者健康調査、抗原検査、予防策の採り方の訓練を行う。 -関係機関の初動体制整備 -患者搬送訓練 -感染者及びその家族に対する積極的疫学調査 -保健所に対する健康調査 -消毒 -個人防護具の着脱 -感染症指定医療機関における患者受入	① 新型コロナウイルスが流行している海外からの帰国者からの発生事例 ② 県立奈良病院から保健所に連絡が入り、保健所は、直ちに市危機管理監、危機管理課、保健所、消防局、医療機関等へ連絡し、患者の移送、消毒等の対応、移送車の消毒、防護服の処分 ③ 保健所と移送訓練協力員(消防局)は、県立奈良病院から県立医科大学感染症センター(訓練は南消防署まで)に患者の移送を実施する。 ④ 移送された患者は、同センターにおいて、専門医療を受ける(紙上訓練)
時間				
その他			「状況設定」 新型コロナウイルスの感染を疑われる患者が病院に受診した。病院の医師は、問診などの結果、患者が新型コロナウイルスに感染している疑いがあると判断。また、付き添いの家族についても感染の疑いがあると判断した。	

主催	和歌山	和歌山(御坊保健所・国保日高総合病院)	和歌山(田辺保健所・紀南病院)
目的			新型コロナウイルスが発生した時、感染の拡大防止をすみやかにするため
開催 日	平成20年10月25日(土)		
開催 時間	9:00~16:30		
場 所	紀美野町中央公民館 紀美野町総合福祉センター 国保野上厚生総合病院		
参加者	近畿農政局(和歌山農政事務所)・和歌山県(海草振興局・海南保健所・東播磨衛生研究所センター)・紀北 支庁保健衛生所・紀南支庁保健衛生所・和歌山市(和歌山市保健所)・海西市・海南市民病院紀美野 町・紀美野町消防本部・国保野上厚生総合病院、社団法人海南医師会 約220名	職員約70名	保健所職員や看護師、医師ら約40人
訓練 方法	実演訓練		
訓練 項目	・発熱相談センター設置・運営訓練 ・発熱外来設置・運営訓練、いりまご訓練 ・患者移送要入訓練、検体採取・搬送訓練 ・研修「新型コロナウイルスについて」	・感染者の移送、検体調査 ・発熱外来の設置	「トランジット・アイソレーター」を使用した患者搬送訓練
訓練 内容	①県内発生を想定し、発熱相談センター設置、発熱外来設置、運営訓練を実施します。県内発生時に県長の相談窓口となる「発熱相談センター」を設置し、運用状況を検証する。また、発熱患者のトリアージを行う「発熱相談センター」を、既存の公共施設に設置し、運用状況を検証する。 ②消防機関による患者搬送・受入訓練を実施。新型コロナウイルス患者を消防機関により緊急搬送し、搬送時の確認、救急隊員の感染防護等を検証する。搬送先の医療機関においても、受入訓練を実施、一層外来との連絡を強化した動線の確保等受入体制を検証する。 ③検体採取・搬送・検査訓練を実施。患者受入医療機関において咽頭拭い液の検体を採取し、検査機関に搬送し、搬送体制の確認と各機関の連携強化を図る。	発生の際には、同保健所ではおき、検体搬送など、班を編成し、職員らは防護服を身に付け、病院に 出向いて状況を確認した。さらに県外の感染患者指定病院に搬送したり、向総合病院に申しかける患者に 対応したりするため、屋外に専用の発熱外来を設置する。	保健所を第1診療医療機関とし、新型コロナウイルスの疑いがある患者が出たとき想定、防護服に身を包 んだ保健所職員らが一つ一つ動作を確認しながら、隔離装置に患者を収容し、専用の搬送車に搬送 した。搬送車はただならぬ病院に向かい、態勢を整えていた病院スタッフが感染症患者様に運び込んだ。
時間 軸			
その他			『想定』 同保健所管内の病院に入院した外国人の患者に新型コロナウイルス感染の疑いがあり、患者との接触 者が発熱、感染症指定医療機関の同総合病院に入院受け入れを要請する。

主催	徳島県・政府合同訓練	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取
目的	1. 関係者戸別及び関係者庁と地方公共団体間との連絡・情報共有体制及び緊急発生時の対応 2. 関係者庁及び地方公共団体担当者への対応能力の向上 3. 対応手順や実施内容の確認及びそれらの関係者への周知。	新型コロナウイルスの出現が世界的に懸念され、それに伴い患者発生の際に備えが重要になってきています。このことから、厚生労働省と連携し、疑似患者が発生した場合を想定して移送訓練を行います。 (1) 情報の伝達 (2) 疑似患者の移送、引継 (3) 感染予防の確認	新型コロナウイルス対応マニュアル(社会対応編)の検証も兼ねて、新型コロナウイルス発生時における状況及び課題を共有し、迅速かつ的確な対応の体制を整備する。	現在世界的な流行が危惧されている新型コロナウイルスについて、県内への感染拡大防止を目的とした実動訓練を実施します。	
実施日程	平成19年2月5日	平成20年3月11日(火)	平成20年7月22日(火)	平成21年2月15日(日)	
訓練時間		午後1時から5時まで	午後2時～5時	午後2時～4時	
場内施設		県総合事務所福祉保健局(徳吉市東蔵城2番地) 県立厚生病院(徳吉市東昭和町150)	県庁災害対策本部室(第二庁舎4階)	(1) 鳥取空港及び鳥取空港国際会館(鳥取市湖山町西4丁目110番地5) (2) 鳥取県立中央病院(鳥取市江津730番地)	
参加者	政府レベルとして関係各庁(鳥取県、鳥取県庁)等に関する関係者庁対策全員の参加者(20名)が、地方公共団体として徳島県が参加し、香川県及び高知県が協力参加した。		知事及び各部長等	全日本空輸(株)鳥取空港所、鳥取空港ビル(株)、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、鳥取県警察本部、鳥取県立中央病院、鳥取県(防災局、福祉保健部、生活環境部、県土整備部、県土整備部、東部総合事務所)、(株)エナジー(株)ピーエスアンドキユーエス 8機関 約90名	
訓練手法	・実動訓練 ・图上訓練		机上訓練	実動訓練	
訓練項目	・新型コロナウイルス対応総合訓練(搬送訓練) ・新型コロナウイルス対応総合訓練(検体採取)	(1) 情報の伝達 (2) 疑似患者の移送、引継 (3) 感染予防の確認	① 社会対応マニュアルの検証(指揮命令系統、情報共有方法と意思決定過程、実施部の対策) ② 新型コロナウイルス対策の課題の把握 ③ 担当者の対応能力の向上	(1) 乗客の誘導 (2) 国際会館の閉鎖、消毒 (3) 有症者等の連絡があった場合の各種箇所の対応 (4) 保健所による調査 (5) 有症者等の搬送 (6) 病院での受入れ など	
訓練内容	徳島県では、送付されるサンプルに合わせた対策本部の設置、患者の搬送、指定医療機関での診療、患者家族等への精神的ケア調査及び発熱外来の設置について実動訓練を実施し、発生時の対応の検討・確認がなされた。また、厚生労働省、国立感染症研究所及び徳島県を窓口としたビデオ会議も実施された。訓練の準備は衛生関係で同時地方自治体に配信されることも、研修参加した者及び報道機関に公開された。研修参加したのは、中央府省庁が4名、都道府県及び	(1) 仮設の病院に入院中の患者がインフルエンザ(H5N1)疑似症患者と判明 (2) (1)の情報を関係各機関に連絡 (3) PPE(個人防護具)装着 (4) 感染移送車により仮設の病院(別館協議室を代用)から厚生病院へ移送 (5) 厚生病院の感染症病棟で、患者の引継 (6) PPE(個人防護具)脱衣	診療部に区切り、各チーム(主に社会対応)を検討課題として、本部会議で検討し、総括を行う。 『チーム』 ① 海外発生期 ② 国内発生期 ③ 県内発生期 ④ 大規模流行期		
時間	政令市が29カ所(42名)、徳島県下の市町村が6カ所(7名)、消防機関及び医療機関				
その他	関係者が92名であった。			【想定】 東京発鳥取行き航空機の飛行機内での乗客の一人が体調不良を訴え、新型コロナウイルス感染症が疑われるなかで各種箇所の対応。	

主催	鳥取 新型コロナウイルス(強毒型)の県内発生期以降における、各都府等の非接触型による業務遂行能力の向上	鳥取 5月に新型コロナウイルスの感染者が発生して以来、感染者が増加を続け、現在も県内で集団感染が多発している状況にあります。新型コロナウイルスに対する積極的な行動を取ると共に、対応について理解を深めることを目的に、教育関係者を対象に訓練及び研修会等を実施します。	鳥根県(鳥根県感染症庁感染症保健所)	現在、鳥インフルエンザの鳥から人への感染が世界中で発生しており、死者も多数出ています。また、この鳥インフルエンザウイルスがさらに変異し、人から人に感染する新型インフルエンザの発生も、時間の問題であると考えられています。新型インフルエンザの発生に備え、罹患という感染症の状況に応じて迅速かつ的確に対応できるように、発生対応訓練を実施します。
目的	鳥取 5月に新型コロナウイルスの感染者が発生して以来、感染者が増加を続け、現在も県内で集団感染が多発している状況にあります。新型コロナウイルスに対する積極的な行動を取ると共に、対応について理解を深めることを目的に、教育関係者を対象に訓練及び研修会等を実施します。	鳥取 5月に新型コロナウイルスの感染者が発生して以来、感染者が増加を続け、現在も県内で集団感染が多発している状況にあります。新型コロナウイルスに対する積極的な行動を取ると共に、対応について理解を深めることを目的に、教育関係者を対象に訓練及び研修会等を実施します。	鳥根県(鳥根県感染症庁感染症保健所)	現在、鳥インフルエンザの鳥から人への感染が世界中で発生しており、死者も多数出ています。また、この鳥インフルエンザウイルスがさらに変異し、人から人に感染する新型インフルエンザの発生も、時間の問題であると考えられています。新型インフルエンザの発生に備え、罹患という感染症の状況に応じて迅速かつ的確に対応できるように、発生対応訓練を実施します。
実施日	平成21年9月11日(金)	平成21年10月15日(木)	平成20年3月12日	平成20年3月12日
訓練時間	午前10時～午後4時(午前中は各執務室で実施)	午後4時から午後5時まで	8:30～16:30	8:30～16:30
実施場所	県庁災害対策本部室(第二庁舎3階)及び各執務室	教育委員会事務局各課、各教育庁、各県立学校、各市町村教育委員会等	鳥根県感染症庁感染症保健所、感染症保健所、感染症保健所、感染症保健所	鳥根県感染症庁感染症保健所、感染症保健所、感染症保健所、感染症保健所
参加者	知事、副知事、専門アドバイザー(調整中)、各都府長等ほか			感染症庁感染症保健所、感染症保健所、感染症保健所、感染症保健所
訓練手法	図上訓練 ロールプレイ方式(課題付与に基づく対応行動を回答)			案前訓練
訓練項目	(1) 非接触型による業務遂行能力の向上 A. 非接触型による業務遂行能力の向上 B. 非接触型による業務遂行能力の向上 C. 非接触型による業務遂行能力の向上 D. 非接触型による業務遂行能力の向上 E. 非接触型による業務遂行能力の向上 F. 非接触型による業務遂行能力の向上 G. 非接触型による業務遂行能力の向上 H. 非接触型による業務遂行能力の向上 I. 非接触型による業務遂行能力の向上 J. 非接触型による業務遂行能力の向上 K. 非接触型による業務遂行能力の向上 L. 非接触型による業務遂行能力の向上 M. 非接触型による業務遂行能力の向上 N. 非接触型による業務遂行能力の向上 O. 非接触型による業務遂行能力の向上 P. 非接触型による業務遂行能力の向上 Q. 非接触型による業務遂行能力の向上 R. 非接触型による業務遂行能力の向上 S. 非接触型による業務遂行能力の向上 T. 非接触型による業務遂行能力の向上 U. 非接触型による業務遂行能力の向上 V. 非接触型による業務遂行能力の向上 W. 非接触型による業務遂行能力の向上 X. 非接触型による業務遂行能力の向上 Y. 非接触型による業務遂行能力の向上 Z. 非接触型による業務遂行能力の向上 (2) 新型インフルエンザ行動計画(案)及び問アンケートの検証(平成21年度改訂)			<ul style="list-style-type: none"> 患者の搬送 発熱外来の設置 患者の聞き取り調査 防護具着脱
訓練内容	(1) 非接触型による業務遂行能力の向上 A. 非接触型による業務遂行能力の向上 B. 非接触型による業務遂行能力の向上 C. 非接触型による業務遂行能力の向上 D. 非接触型による業務遂行能力の向上 E. 非接触型による業務遂行能力の向上 F. 非接触型による業務遂行能力の向上 G. 非接触型による業務遂行能力の向上 H. 非接触型による業務遂行能力の向上 I. 非接触型による業務遂行能力の向上 J. 非接触型による業務遂行能力の向上 K. 非接触型による業務遂行能力の向上 L. 非接触型による業務遂行能力の向上 M. 非接触型による業務遂行能力の向上 N. 非接触型による業務遂行能力の向上 O. 非接触型による業務遂行能力の向上 P. 非接触型による業務遂行能力の向上 Q. 非接触型による業務遂行能力の向上 R. 非接触型による業務遂行能力の向上 S. 非接触型による業務遂行能力の向上 T. 非接触型による業務遂行能力の向上 U. 非接触型による業務遂行能力の向上 V. 非接触型による業務遂行能力の向上 W. 非接触型による業務遂行能力の向上 X. 非接触型による業務遂行能力の向上 Y. 非接触型による業務遂行能力の向上 Z. 非接触型による業務遂行能力の向上 (2) 新型インフルエンザ行動計画(案)及び問アンケートの検証(平成21年度改訂)			<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ手袋取組(WHO推奨)への単独出張(A氏) 帰国後、発熱等を訴えて、医療機関を受診(新型インフルエンザの疑い)、検体を鳥根県保健環境科学研究所で検査し、H5N1陽性。その後、国立感染症研究所において、H5N1型と判定。 A氏の検査者であるB氏が発熱等の有症状有りの報告を受け、B氏を医療機関へ搬送(海上搬送も併用)。 <p>訓練内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域健康危機管理対策会議の開催。 新型インフルエンザ発生時の患者搬送(巡回船及び救命車の使用)、医療機関での発熱外来設置。 患者接触者の聞き取り調査、発熱相談センターにおける電話対応。 個人防護具(PPE)の着脱。
時間軸				【概要あり】
その他	【想定】 高病原性鳥インフルエンザに由来する強毒型の新型インフルエンザが海外で発生し、国内発生を経て、県内発生し、次級流行期へと移行する一連のシナリオ	翌日平成21年10月16日(金)午後1時30分から午後4時35分まで 小・中・高・特別支援学校及び幼稚園の教職員、市町村教育委員会担当等を対象に以下の内容で平成21年度第2回鳥取県新型インフルエンザ対策研修会を行う (1) 講義「新型インフルエンザについて」 鳥取大学医学部教授 兼 鳥取市立第二中学校校長 兼 鳥取市立第二中学校校長 兼 鳥取市立第二中学校校長 兼 鳥取市立第二中学校校長 (2) 研修「本県の社会対応の方針及び医療体制の対応方針について」 鳥取県福祉保健部健康政策課長 兼 鳥取市立第二中学校校長 兼 鳥取市立第二中学校校長 兼 鳥取市立第二中学校校長 (4) 質疑応答 鳥取県立鳥取中央育英高等学校校長 牧 尚志 氏		